

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業)	(海洋政策課) 1
告 告	
○争議行為の予告	(雇用労働政 策課)
	(10・9 掲示) 1
○土地改良区の解散の認可	(農業基盤課) 1
○地域森林計画の案の縦覧	(森づくり推 進課) 1
○地域森林計画の変更の案の縦覧 (3 件)	(") 1

告 示

高知県告示第641号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成20年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

すくも湾漁業協同組合の地区のうち旧宿毛市漁業協同組合、旧沖の島漁業協同組合及び橘浦漁業協同組合の地区を除く区域
大型定置漁業

公 告

平成20年10月7日付けをもって厚生年金高知リハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成20年10月9日 (掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

- (1) 増員要求について
- (2) 諸手当要求について
- (3) その他の要求について

2 日時
平成20年10月18日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間

3 場所
厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地

4 争議行為の概要
3の場所の全体又は一部において、すべての業務の停止等のあらゆる形の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員は配慮する。

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第67条第2項の規定により、須崎市堀ヶ谷土地改良区の解散を平成20年10月15日に認可した。

平成20年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定により地域森林計画をたてようとするので、法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成20年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称
嶺北仁淀森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県森林部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 縦覧期間
平成20年10月24日から同年11月25日まで

森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。) 第5条第4項の規定により地域森林計画を変更しようとするので、法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成20年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称
高知森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県森林部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場

3 縦覧期間
平成20年10月24日から同年11月25日まで

森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。) 第5条第4項の規定により地域森林計画を変更しようとするので、法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成20年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称
四万十川森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県森林部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 縦覧期間
平成20年10月24日から同年11月25日まで

森林法 (昭和26年法律第249号。以下「法」という。) 第5条第4項の規定により地域森林計画を変更しようとするので、法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成20年10月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 森林計画区の名称
安芸森林計画区
- 2 地域森林計画の案の縦覧場所
高知県森林部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町村役場
- 3 縦覧期間
平成20年10月24日から同年11月25日まで